

屋久島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂支援業務に係る
プロポーザル選考要領

1 趣旨

屋久島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂支援業務に係るプロポーザル（書類選考）の実施にあたり、選考の具体的な取扱いを定める。

2 選考会

（1）選考委員

選考委員は、副町長、総務課長、財産管理課長、環境政策課長とする。

（2）選考方法

選考委員が提出書類を次に掲げる基準により採点し、平均点（委員全員の合計点を平均したもの）のもっとも高い者を契約予定者として選定する。

ただし、採点の結果、平均点のもっとも高い者が複数名存在した場合は、くじ引きにより契約予定者を決定する。

また、参加者が1名のみの場合、選考委員はその参加者が契約予定者として適当であるか判断する。

【選考基準】

評価項目		評価の視点	配点
参加申込書	実績	団体の類似業務の実績	8
	業務実施体制	担当者の実績	8
		その他補助員等の実績	6
	小計①		
企画提案	業務内容の理解度	目的・条件・内容の理解度	8
	業務遂行手法	着眼点、問題点、解決方法等が確認でき、地域性を考慮した手法が取られているか	12
	実現性	合理的で実現性があるか	16
	計画性	業務工程に無理がないか	8
	独自性	仕様書を補完、又は改善する意見が提案されているか	14
	小計②		
営業概要	規模	従業員数、営業所数、資本金等	4
	営業実績	営業年数、本町との取引実績、他自治体等との取引実績等	4
	小計③		
積算見積	見積価格	契約限度額との比較	6
	積算	業務内容、人員が明記されているか	6
	小計④		
合計 (①+②+③+④)			100